

(厚生労働委員会)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)(衆議院送

付)要旨

本法律案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保を図るため、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を義務付けることとするほか、高年齢者等の再就職の促進に関し所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 高年齢者雇用確保措置

1 定年(六十五歳未満のものに限る。)の定めをしている事業主は、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は当該定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならない。この場合、事業主が、労使協定により継続雇用制度の対象労働者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなす。

なお、施行後三年を経過する以後の日で政令で定める日までの間、事業主は、協定締結のための協議が調わないときは、就業規則等で対象労働者に係る基準を定めることにより、継続雇用制度を導入する

ことができる。

2 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置に係る年齢については、平成二十五年四月一日までに段階的に六十五歳へ引き上げるものとする。

二 高年齢者等の再就職の促進措置等

1 求職活動支援書の作成

事業主は、離職を余儀なくされる高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力等を明らかにする書面を作成し、交付しなければならない。

2 募集及び採用についての理由の提示

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由により一定の年齢（六十五歳以下のものに限る。）を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、その理由を示さなければならない。

3 シルバー人材センター等の業務の特例

シルバー人材センター等は、厚生労働大臣に届け出て、その構成員である高年齢退職者のみを対象と

して、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に関する就業に係る一般労働者派遣事業を行うことができる。

### 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一については平成十八年四月一日から施行する。